特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
49	固定資産税の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、固定資産税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	吹田市の固定資産税システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和8年11月5日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	【業務全体概要】 1　課税台帳の整備事務 （1）土地課税台帳の整備 売買や地目の変更といった土地の異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて土地課税台帳を整備する。 （2）家屋課税台帳の整備 売買や住宅の新築・取り壊しといった家屋の異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて家屋課税台帳を整備する。 （3）償却資産課税台帳の整備 償却資産申告書を発送する。また、提出された償却資産申告書を受付け、申告書の内容を確認する。 （4）納税義務者の変更 固定資産の所有者のうち死亡者を把握し、相続人の調査を行う。 2　価格の決定事務 地方税法の規定に基づき、毎年3月31日までに固定資産の価格を決定する。 3　縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務 固定資産の価格を決定した後、縦覧帳簿や名寄帳を作成し、納税者等の求めに応じ公開する。 4　当初賦課事務 （1）税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算する。 （2）納税通知書の作成・発送 固定資産税、都市計画税の納税義務者に対して納税通知書を作成し、発送する。 5　賦課更正事務 当初賦課後に固定資産の価格を修正した場合、修正した内容を納税義務者に通知する。 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）」に従い、固定資産税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1　個人番号の取得 （1）住登外システムから住民の個人番号を取得する。 （2）未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 （3）償却資産申告書から個人番号を取得する。 2　個人番号の利用 （1）本人確認(真正性確認) 固定資産税事務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 （2）帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。 3　特定個人情報の利用 中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 ＜中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容＞ 1　新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。（団体統合宛名システム要件） 2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（団体統合宛名システム、中間サーバー要件） 4　納税通知書等の電子通知希望申請

③システムの名称	固定資産税システム、宛名システム、地方税ポータルシステム（eLTAX）、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、課税職人エキスパート9、通知IFS

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1　番号法第9条第1項　別表24の項に規定された事務 2　番号法施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）　第19条 3　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第16条 4　地方税法第七百四十七条の五の二 以上の法令上の根拠より、固定資産税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　情報提供の根拠 なし（情報提供ネットワークによる情報提供は行わない） 2　情報照会の根拠 （1）番号法第19条第8号 （2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの：48の項 （3）番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条第11項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務部　資産税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所　市民部　市民相談室　情報公開担当　　電話：06-6384-1456

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所　税務部　資産税課　　電話：050-1721-2751

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手）** **[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を異なる担当者で行い入力ミスを軽減する ・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については、定期的に管理責任者がチェックする。 ・窓口で対面にて受け取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・納税通知書の電子化においては、マニュアルに則った作業により連携データを取得し、連携用データを取得後は担当のみが接続できるパスワードをかけたフォルダに管理する。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月24日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	証明書交付事務　交付申請に基づき、評価証明書、公課証明書等を交付する。	削除	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため
令和8年3月24日	Ⅱしきい値判断項目　1対象人数及び2取扱者数 のいつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため
令和8年3月24日	Ⅰ関連情報　7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民部　市民総務室	市民部　市民相談室	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため
令和8年11月5日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	2　個人番号の利用 （1）本人確認(真正性確認) 固定資産税事務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 （2）帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。 3　特定個人情報の利用 　中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 ＜中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容＞ 1　新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) 2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)	2　個人番号の利用 （1）本人確認(真正性確認) 固定資産税事務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 （2）帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。 3　特定個人情報の利用 　中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 ＜中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容＞ 1　新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) 2　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件) 4　納税通知書等の電子通知希望申請	事前	
令和8年11月5日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	固定資産税システム、宛名システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、課税職人エキスパート9	固定資産税システム、宛名システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、課税職人エキスパート9、通知IFS	事前	
令和8年11月5日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用　法令上の根拠	1　番号法第9条第1項　別表24の項に規定された事務 2　番号法施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）　第19条 3　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条 以上の法令上の根拠より、固定資産税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。	1　番号法第9条第1項　別表24の項に規定された事務 2　番号法施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）　第19条 3　番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条 4　地方税法第七百四十七条の五の二 以上の法令上の根拠より、固定資産税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。	事前	
令和8年11月5日	Ⅳ　リスク対策　8. 人手を介在させる作業　判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を異なる担当者で行い人力ミスを軽減する ・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については、定期的に管理責任者がチェックする。 ・窓口で対面にて受け取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を異なる担当者で行い人力ミスを軽減する ・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については、定期的に管理責任者がチェックする。 ・窓口で対面にて受け取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・納税通知書の電子化においては、マニュアルに則った作業により連携データを取得し、連携用データを取得後は担当のみが接続できるパスワードをかけたフォルダに管理する。	事前	